

組合事務所を移転しました

このたび、当組合の事務局業務の執務スペースの確保と、組合員の皆様の個別面談時のプライバシー配慮等の観点から、当組合の事務所を以下のとおり移転しました。新事務所への移転を機に、皆様とさらに細やかにコミュニケーションをはかりながら、より一層の事業推進に努めて参る所存でございますので、今後ともご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

組合事務所の場所・連絡先等

【住所】〒662-0918

兵庫県西宮市六湛寺町 1 番 12 号 perfect life 西宮

2 階：面談、総会、理事会、各種会議スペース

3 階：組合事務所

【電話・FAX・メール】変更はありません。

【開設時間】変更はありません。



【組合事務所の場所】

臨時総会の開催と令和2年度事業計画

令和2年3月26日に、当組合の令和元年度第1回臨時総会が開催されました。今回は、感染症予防の観点から、極力、書面による議決権の行使（書面表決状の提出）をお願いしたうえでの開催となり、出席者は60名（うち、委任状6名、書面表決状38名）でした。



【臨時総会の様子】

議案審議では、「議案第1号 令和2年度事業計画及び収支予算」が原案のとおり可決承認されました。令和2年度は、事業計画のとおり、権利変換計画の作成に向けた、施設計画案の詳細検討と関係権利者の方との合意形成を進め、早期の権利変換計画の認可及び明渡し、従前建物の解体工事の着手を目指します。

令和2年度事業計画（概要）

1. 権利変換計画作成に向けた各種業務の実施（調書作成、新資産評価、各種基準等作成等）
2. 関係権利者の生活再建に向けた合意形成（調書署名押印、配置調整、代替地・仮施設斡旋等）
3. 施設建築物の設計及び工事施工に関する検討調整（実施設計、概算工事費の精査等）
4. 西宮市場株式会社卸売市場検討部会との協力（工事期間中の仮設店舗設計等）
5. 関係者との協議調整（行政機関協議、近隣住民事業説明、宮水対策、参加組合員契約締結等）
6. 再開発後のまちづくりに向けた検討（エリアマネジメント活動等）

お問い合わせ先

J R 西宮駅南西地区市街地再開発組合事務局

〒662-0918

兵庫県西宮市六湛寺町 1 番 12 号 perfect life 西宮

担当：頃末、藤村、門脇

開設時間 平日 9：30～17：30

（お盆、年末年始は休業）

☎ 0798-31-1290

FAX 0798-31-1291

mail n-saikaiatsu@outlook.jp